

酒田市情報公開・個人情報保護運営審議会 会議録

日時	令和3年11月16日（火）13:30～14:15
場所	市役所4階 災害対策室
出席者	委員：安藤宏和委員、岡田恒弘委員、岡部敦雄委員、工藤由佳委員、 広瀬雄二委員、堀晃子委員 酒田地区広域行政組合：日下部消防長、熊谷通信指令課長、佐藤補佐 酒田市市民部市民課：村上課長、櫻井主任 酒田市総務部総務課（事務局）：齋藤課長、齋藤係長、加藤

【協議事項】

酒田地区広域行政組合（新高機能消防指令センター）への住民基本台帳の情報の提供について

【協議の結論】

公益性を認め、事務局案を了承する。ただし、システム導入後の管理、チェック、情報更新について、精度の高い取り組みを行うこと。

【議事録】

○協議事項概要について、「資料1」のとおり事務局より説明。

○事務局の整理した課題について、「資料2」のとおり酒田広域より説明。

○質疑応答

委員長：これまで通報地点特定までに時間を要し支障をきたす事例はあったか。

酒田広域：新聞報道されるような事例はない。119番通報受信で、名字だけでは地図から特定するまで時間がかかるケースが多々ある。通報者とのやり取りに時間がかかる。

委員長：資料1の先行事例とは。具体的に聞きたい。

酒田広域：山形県内を調査したところ、県内12ある消防本部のうち10の消防本部は住民基本台帳の提供を受けている。西村山広域は過去一度だけデータを受けた。その後受けていない。山形市消防本部は受けていない。住居表示届出書類の提供を受けて地図を更新している。住民基本台帳、住居表示届出書類どちらの提供も受けていないのは県内で酒田広域だけ。

委員長：酒田広域を構成する酒田市以外の町の状況は。

酒田広域：庄内町と遊佐町に提供の依頼をしている。首長で構成する管理者会議でも了承を頂いた。庄内町で審議会を開催し、提供の方向で進めるとの返答があった。

委員：情報の更新の頻度はどのくらいか。リアルタイムなのか、年一回とかなのか。

酒田広域：年一回程度を考えている。

委員：それで問題はないか。

酒田広域：今よりは格段に精度が上がる。他も大体そのように行っている。

委員：基本的には好ましいことと思う。ただ、データ入力で検索性が向上するイメージが良くわからない。住所で特定すれば変わらないのでは。また、世帯主以外の方が住んでいる場合、逆に混乱するのでは。その場合、データの入力の手間ばかり増えてしまうのではないか。現実に即していない可能性がある。生データは触らず、すべて地図上で完結すれば精度も向上すると思うが。西村山で更新されていないというのも、そういった重荷になってしまっているのではないか。そこを危惧している。

酒田広域：高機能指令センターにデータの取り込みを行い、地図情報と世帯主名を紐づけする。それで発信地表示を行う。手間は少しかかるかもしれないが、データの取り込みの準備はできている。

委員：それであればイメージできる。提案だが、情報漏洩に対する懸念について、例えば電子透かしを使い、これは酒田広域に提供したデータであるとわかるようにする。データをオリジナルのままコピーして提供するのではなく、見えない指紋のようなものを入れておくと、提供後の安心も高まると思う。

酒田広域：参考にさせていただく。

委員長：入った後の安全対策を徹底していただきたい。それでは他に質問がなければ、事務局案の妥当性を含めて、委員から意見を頂きたい。

委員：心配なのは、システム上の防止策を講じても扱うのは人間なので、管理・点検をしっかりとしてほしい。提供については良いと思う。

委員：提供することについては非常に公益性が高いと思う。セキュリティのチェックだけだと思う。そこを定期的に点検し、問題が起きていないことを確認してほしい。

委員：人命にかかわることなので、価値があることだと思う。賛成する。質問だが、住民基本台帳の情報というのは、どういった項目があるのか。そのすべてを酒田広域に提供する必要があるのか。必要なところだけを限定して提供するのか。

酒田広域：頂くデータは、世帯主氏名、漢字、フリガナ、住所になる。他に、機械に読ませるために大字コードというものも頂く。

委員：生年月日等は。

酒田広域：それら不要なデータは頂かない。住民基本台帳の中の必要な一部分となる。

委員：このケースで逆に足りないケースも考えられるかと思う。例えば行政組合で連携しているところで協力体制をとっているところとか。同じ仕事をしているのに協力しているところに提供できないとか。時間がもったいないので、連携する可能性があるものについては考えても良いのでは。ほかに、さっき世帯主以外の話もしたが、実際に代替わりして、世帯主の息子さんとかで近隣に知られていたりして、あの人世帯主だったの、というケースもあると思う。そのあたりご検討いただければ。

酒田広域：実際に通報をうけて、(これまで登録されていた)世帯主がお亡くなりになっているケースもある。そういった方のお名前を申し上げますと、大体うちですとわかる。お隣の方でも、(亡くなった)その方はお隣ですとわかる。下の名前というのは非常に有効。データ管理の上でも、世帯主の方のお名前だけで良いと思う。大多數的に、世帯主の方のお名前で見えるという現状がある。

委員：人の命にかかわることなので、基本的には非常に良いことだと思う。皆さんおっしゃるように、情報の管理や更新にしっかり取り組んでいただきたい。

委員：少し話は外れるが、先日救急車のお世話になったとき、玄関先に誰か出てくださいということで、表で待っていた。出られる方はいいが、出られないケースというのは、どのくらいの割合であるのか。

酒田広域：率直な印象では、半分くらいの方は外に出て誘導できないという印象はある。そういった場合、住宅地図の精度があれば安心できる。特に夜間は、地図上のイメージと現場のイメージにズレがある。そのためにも、事前に地図上でピンポイントで現場を特定できれば、隊員は安心できる。

委員長：委員の皆さんのご意見、すべての委員から、公益性については了解でき

る。ただ、システム導入後のチェック、点検、情報更新について、精度の高い取り組みをお願いしたいということで、そういう要望を付け加えて、事務局案を了承してよろしいか。

(全委員了承)

委員長：それではそのように結論して、決定したいと思います。そのほかに何かありますか。

(事務局より、公文書管理条例の制定とその後の経過について説明)

委員長：ほかになければ、これで終わりたいと思います。本日はお疲れ様でした。

以上